ア 7-6-2

大坂天満組古川町一丁目文書(現・大阪市西区川口)

● 大坂天満組古川町一丁目文書の番号について

大坂天満組古川町一丁目文書はア 7-6-2 の箱に収められており、総数は 56 点である。同文書については、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』(昭和 35 年 1 月 1 日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和 35 年刊)に内容ごとの点数が掲載されている(151 頁)。そのおりに整理されており、1 から 30-17 まで番号が振られた付箋が挟まれていたので、それをそのまま整理番号として利用し、「史資料記号」欄にも記載した。冊子類の中に挟み込まれた無番の文書には、その冊子の番号を親番号として枝番を付けることにし、「史資料記号」欄には「~の内」とした。

● 大坂天満組古川町一丁目について

古川町(ふるかわちょう)は元禄11年(1698)、淀川下流域の九条村内に新たに造られた町で一丁目と二丁目に分かれ、大坂三郷の天満組では、安治川沿いに西に延びる区域の中に含まれる。淀川の旧河道である古川の南、川に沿って東西に細長く広がり、町の南側には川口船手奉行配下の与力・同心屋敷が位置する。大坂と日本各地をつなぐ水上交通の重要地点に近い。古川町一丁目の北は古川を挟んで富島町一丁目であり、両町は古川に架けられた古川橋でつながる。

● 大坂天満組古川町一丁目文書について

古川町一丁目文書は、明らかに町年寄・戸長を務めた家の文書であり、おそらく河内屋休兵衛家のものと考えられる。河内屋がどのような商家であったかは分からない。文書の一部には、富島町一丁目のものも含む。作成年代は元禄 8 年(1695)から明治 16 年(1883)頃までで、明治 20 年代の追記も見られる。内容としては、とくに土地(整理番号 $1\sim13$)と戸口(整理番号 $14\sim24$)に関するものが充実している。

○ 古川町一丁目水帳と地並絵図について

土地については宝永 3 年(1706)、享保 11 年(1726)・宝暦 3 年(1753)・文化 12 年(1815)・文政 8 年(1825)・安政 3 年(1856)の地並絵図と、宝永 3 年から文政 8 年までの絵図に対応した水帳が残る。絵図は閲覧に便利なように、すべて屏風たたみで二つ折りにされている。

絵図・水帳ともに名義変更や地割変更の付箋・貼紙があり、土地所有の細かい変遷を知ることができる。 $12\cdot13$ の水帳からは、安永 7年(1778)・寛政 10年(1798)にも水帳・絵図が作られていたことが判明するが、現存する $9\sim13$ の水帳の裏表紙には「一」~「五」の墨書の通し番号があるので、失われて久しいようである。

『大阪府地名辞典』によると、元禄 13 年 (1700) の三郷寄帳では古川一丁目の屋敷数は 10、町の 役数は 13 役であるが、宝永 3 年は屋敷数 13・役数 13 役で、安政 3 年絵図では屋敷数 15・役数 12 役 になっている。地並絵図の中には享保 11 年・明和 2 年 (1765) の富島町一丁目の絵図が含まれ、同様 に名義変更の付箋が多い。享保 11 年は古川を挟んで、北の富島町一丁目、南の古川一丁目の町の様子を総合的に知ることができる。

○ 宗旨人別帳について

戸口に関しては、安政2年から明治元年にかけての宗旨人別帳がまとまって残る。宗旨人別帳の基本的な構成は、(1)最初に役数と住宅持・町内持・他所持の別で戸主の一覧を載せる、(2)切支丹、博奕、遊女・若衆に関する法度の請証文である「差上申証文之事」の本文を書く、(3)家持(町内に住み、外にも町内に屋敷地を所有している者)の人別を書上げ、戸主名の所に一年間毎月調印を行なう、というものである。宗旨人別帳の中には一部を省略したものも見られる。毎月の調印は、法度の請証文の中に「家持之儀ハ不及申、借家・店かり・借地之者并下人・下女等迄、<u>毎月</u>町中不残穿鑿仕」とあることに応じた確認印である。

元治元年(1864)10月の「家持借家宗旨人別帳」(整理番号20)を例にとると、当時の家数16軒の内、住宅持が5軒、町内持が9軒、他所持が2軒となっている。町内持はすべて住宅持5軒の戸主が所有していることになる。したがって、最後の人別は、この住宅持5軒分、つまり年寄の河内屋休兵衛、河内屋弥兵衛・河内屋貞治郎・榎並屋七良兵衛・河内屋宗吉、さらに河内屋休兵衛の借家に住む河内屋清助の一家について記載される。

年寄の河内屋休兵衛家では戸主休兵衛と女房、倅1名、娘1名、孫3名、下人6名、下女2名が列記されている。住宅持5軒の内4軒は河内屋の屋号を持ち、借家に住む河内屋清助も、もとは河内屋休兵衛家の奉公人(下人の筆頭)であって、文久元年に別宅となっている(整理番号19)。おそらく商家の慣習として、分家の他にも暖簾分けなどで以前の奉公人が主家の屋号をもらい、周辺に住むようになった結果であろう。

この帳面の調印は、元治元年 10 月から翌慶応元年 9 月までの一年間であるが、戸主名の下に最初の印を押し、翌月からは戸主名の上に、下から上に向かって一列に押す。慶応元年には閏五月があるので、計 13 か月となり、押印は 13 顆である。

○ その他の史料

河内屋休兵衛は、明治3年9月始まりの「古川壱丁目勘定帳」(整理番号27)に勘定年番として登場するが、おそらく代替わりしていると考えられる。年6回の節季にあたり、富島町一丁目と合同で行なう諸入用割方立会勘定で、勘定年番と月行司2~3名(古川1丁目・富島1丁目両町から出る)、および年寄が記名捺印している。明治4年5月までの古川一丁目年寄は阿波屋庄次郎、7月からは「北を組四番少年寄」の藤沢紋三郎に替わっている。この立会勘定では、御用郷用打金、郷方諸入用打銭、川浚御手伝献金、富島・古川四町組合入用、茨住吉・堀川えびすへの初穂料などの配分が決められていた。

古川町一丁目文書で特異な史料として、「大坂町中_江出寺請状諸宗寺々五人組判形帳」(整理番号 26)があげられる。元禄8年9月の年記を持ち、宗旨手形発給の厳正化と切支丹禁制のためのもので、巻末に酉(寛文9年)8月29日付、大坂町奉行石丸石見守定次(東)と彦坂壱岐守重紹(西)の触書があり、宗旨手形の雛形、切支丹・博奕・遊女の法度請書および家役数・人数合計の書式を記載する。大坂三郷および周辺村々に所在する計422寺の本末関係・印鑑が判明する美麗な帳簿である。表紙に「古川町壱丁目」とあるが、各町に同じものが備え付けられていたとは考えにくく、より広域で利用されていた可能性がある。